# 警察行政の概要



令和6年5月

岡山県警察本部

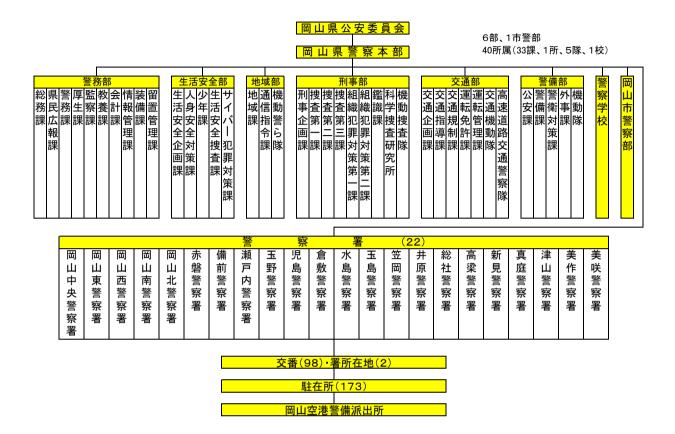
# 目 次

第	1		刮 į	Цļ	県	警	察	<b>ග</b>	組	l絹	<b>货</b> 村	冓	戍		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	-	事	务:	分	掌			•		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	2
第	3	ļ	県-	下:	警	察	署	·	位	[置	量、	1	管	轄	Z	垣	ţ	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•		•	14
第	4		令和	印	6	年	畄	Щ	県	<u> </u> 警	冬	字:	運	営	重	į	Ā	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	15
第	5	3	È.	要	な	事	業	及	. U	が	五分	耟(	の	推	進	割	じ	兄		•	•		•				•	•	•			•			•	•			•	•	16
	(	公:	安:	委.	員	会	制	度	ځ	臺	冬	字:	署	協	譸	全	È)																								
	1	′.	公	安	委	員	会	:	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	2	1	警	察!	署	協	議	会	:	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	(	警	3	务		部	)																																		
	1	1	警	菜.	基	盤	0	整	備	Î	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	2	4	警	察	幾	能	0)	最	:大	: ]]	艮0	D :	発	揮	13	_  É	ij (ř	ナ7	<u>ر</u> ک	組	縋	逍	<b>宣</b> 営	生(	り扌	隹ì	焦	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	3	ļ	具月	旲(	D	=	_	・ズ	`VZ	. 応	<u>7</u>	× ;	た	き	X,	糸	∄ Z	) 4 7	2	警	察	[沿	뒠	力0	り扌	隹ì	焦	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	(	生	舌	安:	全	部	)																																		
	1	ţ	恃列	朱	拃	欺	対	策	$\sigma$	)推	主迁	隹		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	2	Í	総介	<b>全</b>	约	な	犯	罪	挕	1∏	トタ	付	策	0)	推	迁	É	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
	3	-	子信	共	• :	女	生	• [	高	齢	者	を	1	ţl	Ľ &	<i>b a</i>	と	し	た	人	身	(T)	(安	<b>全</b>	<u>:</u> を	/ 確	餱	とす	る	た	(K)	0	対	策	0	推	進	•	•	•	24
	4	/	<b>1</b> 54	F.	非	行	防	止	対	角	₹ 0	0	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
	5		サー	1	バ	_	犯	罪	対	角	至 0	0	推	進		•	•	•	•	,	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	(	地	ţ	或		部	)																																		
	1	ļ	具月	民	D	安	全	•	安	<u>;</u> 1	`\ \{	と	確	保	す	7	57	ح ک	め	0)	謔	太	力分	<b>管</b> (	)‡	隹ì	焦	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	2	j	迁	束	•	的	確	な	初	J重	力掌	答:	察	活	動	J O	)扌	Éì	焦		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
	(	刑	3	事		部	)																																		
	1	?	[]	罪	既	況		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	2	_	重	要	犯	罪	等	0)	徿	炬	玉木	负	挙		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
	3	ā	暴力	カ[	寸	犯	罪	等	組	L絹	よ ろ	<u>.</u>	罪	対	第	ŧ O	)扌	Éì	焦		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
	4	Ť	総行	合	钓	な	薬	物	<b>,</b>	鈖	た岩	岩	対	策	0	推	赵	焦		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
	5	3	来	日	外	玉	人	<b>犯</b>	罪	太	寸定	秬	の	推	進	1	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
	6	ź	科	学	艦	識	活	動	JO)	)推	全道	隹		•	•	•	•				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
	(	交	j	通		部	)																																		
	1	2	交ì	通-	事	故	等	(0)	現	l 沙	己		•								•								•	•						•			•		35
	2	2	交ì	通	事	故	情	勢	を	' 出	水で	ŧ.	え	た	き	d	分糸	田 7	g,	な	交	道 〔道	自事	耳片	女队	方」	上艺	付分	策(	の打	生	進	•		•			•	•		35
	3		的			-		-																-																	39
	4		試1																																						40

/ 敬	備	部)
(書)	加用	ᆲ

1	G 7 倉敷労働雇用大臣会合の開催に	2伴	う誓	警備	諸対	対策の	の推:	進	 •	•	•	•	•	• •	41
2	災害、テロ等緊急事態対策の推進		•	•				•	 •	•	•	•	•		41
	警衛警備等の実施 ・・・・・・・														
4	悪質な右翼団体に対する取締り ・		•	•				•	 •	•	•	•	•		42
5	不法入国・不法滞在関連事犯の取締	声り	•	•				•	 •	•	•	•	•		42
6	経済安全保障に関する取組の推進		•	•				•	 •	•	•	•	•		42
	3山市警察部)														
	岡山市警察部の設置 ・・・・・・														
2	岡山市警察部の活動 ・・・・・・		•	•		• •	• •	•	 •	•	•	•	•	• •	44

#### 第1 岡山県警察の組織構成



## 第2 事務分掌

### 1 警務部内の所属別分掌事務

所属	分 掌 事 務
総 務 課	<ol> <li>公安委員会の庶務に関すること。</li> <li>本部長の秘書に関すること。</li> <li>公安委員会委員長、公安委員会、本部長及び警察本部の公印の管守に関すること。</li> <li>渉外に関すること。</li> <li>警察署協議会に関すること。</li> <li>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</li> </ol>
県民広報課	1 警察安全相談に関すること。 2 苦情等に関すること。 3 広聴に関すること。 4 広報に関すること。 5 犯罪被害者支援(犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。)に関すること。 6 犯罪被害者等給付金に関すること。 7 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。 8 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。 9 文書の管理に関すること。 10 情報の公開に関すること。 11 個人情報の保護に関すること。 12 警察音楽隊の運営に関すること。
警務課	1 人事及び定員に関すること。 2 人事評価に関すること。 3 給与に関すること。 4 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。 5 所管行政の調査、企画及び政策の評価に関すること。 6 所管行政の事務能率の向上に関すること。 7 法令の審査に関すること。 8 上記1~7までに掲げるもののほか、他の部の所掌に属しないこと。
厚 生 課	1 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。 2 共済組合、互助会及び警察職員生活協同組合に関すること。 3 恩給に関すること。

所属	分   掌    務
監察課	<ol> <li>表彰に関すること。</li> <li>懲罰に関すること。</li> <li>監察に関すること。</li> <li>訟務に関すること。</li> </ol>
教 養 課	<ol> <li>警察教養一般に関すること。</li> <li>警察学校その他教育訓練施設の整備及び運営に関すること。</li> <li>職員の車両運転管理に関すること。</li> <li>警察史の編さんに関すること。</li> </ol>
会 計 課	<ol> <li>予算、決算及び会計に関すること。</li> <li>公有財産及び物品の管理及び処分に関すること。</li> <li>会計の監査に関すること。</li> <li>交通反則金の徴収に関すること。</li> <li>庁舎の営繕に関すること。</li> </ol>
情報管理課	1 情報セキュリティに関すること。 2 電子計算組織による事務処理の企画及び調整に関すること。 3 電子計算組織の適用業務の研究及び開発に関すること。 4 電子計算組織の運用に関すること。 5 電磁的記録の解析に関すること。 6 犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関すること。 7 照会センター業務に関すること。 8 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。 9 逓送に関すること。
装 備 課	<ol> <li>装備の調査、研究及び企画に関すること。</li> <li>装備品の管理及び運用に関すること。</li> <li>支給品及び貸与品に関すること。</li> <li>服制に関すること。</li> <li>有線通信の運用に関すること。</li> <li>車両及び船舶に関すること。</li> </ol>
留置管理課	1 留置業務の企画、調整及び指導に関すること。 2 留置施設及び被留置者に関すること。 3 被留置者の護送に関すること。

### 2 生活安全部内の所属別分掌事務

所 属	分 掌 事 務
生活 画 全課	1 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。 2 犯罪の予防一般に関すること(人身安全対策課の所掌に属するものを除く。)。 3 酩酊者、精神錯乱者、迷子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行に関すること。 5 質屋営業法(昭和25年法律第158号)及び古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に関すること。 6 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第66号)及び火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に関すること(組織犯罪対策第二課の所掌に属するものを除く。)。 7 警備業法(昭和47年法律第117号)の施行に関すること。 8 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第66号)の施行に関すること。 9 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)の施行に関すること。 10 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)の施行に関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)。 11 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)の施行に関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)。 12 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)の施行に関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)。 13 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施行に関すること(警備課の所掌に属するものを除く。)。
人身安全課 第	1 子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性を対象とする性的犯罪の予防一般に関すること。 2 行方不明者の発見に関すること。 3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)の施行に関すること。 4 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)の施行に関すること。 5 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の施行に関すること。 6 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の施行に関すること。 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の施行に関すること。 8 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)の施行に関すること。

所属	分   掌    務
少年課	1 少年警察に関する調査研究及び企画に関すること。 2 少年非行の防止に関すること。 3 少年の補導及び少年相談に関すること。 4 少年事件の捜査及び調査に関すること。 5 被害少年の保護に関すること。 6 有害環境の浄化に関すること。 7 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
生活安全 捜 査 課	1 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。 2 環境関係事犯、保健衛生関係事犯及び経済関係事犯の取締りに関すること。 3 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。 4 拡声機等による暴騒音規制条例(昭和59年岡山県条例第14号)の施行に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。 5 風俗関係事犯の取締りに関すること。 6 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 7 上記1~6までに掲げるもののほか、生活安全部が所管する法令違反の捜査に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
サイバー犯罪対策に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	1 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号) の施行に関すること。 2 サイバー犯罪の捜査に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。 3 サイバー犯罪の対策に関すること。 4 サイバーセキュリティ戦略に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

### 3 地域部内の所属別分掌事務

所 属	分 掌 事 務
地域課	<ol> <li>地域警察に関すること。</li> <li>雑踏警備に関すること。</li> <li>水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。</li> <li>警ら用無線自動車の運用に関すること。</li> <li>船舶の運用に関すること。</li> <li>鉄道警察に関すること。</li> <li>列車への警乗に関すること。</li> </ol>
通信指令課	<ol> <li>通信指令に関すること。</li> <li>緊急配備に関すること。</li> <li>無線通信の運用に関すること。</li> </ol>
機動警ら隊	<ul><li>1 機動警らに関すること。</li><li>2 事件・事故発生の際の初動措置に関すること。</li><li>3 警察署長等の要請に基づく応援活動に関すること。</li></ul>

### 4 刑事部内の所属別分掌事務

所属	分 掌 事 務
刑事企画課	1 刑事警察の運営に関する企画、指導及び調整に関すること。 2 指名手配及び捜査共助に関すること。 3 再被害防止に関すること。 4 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。 5 犯罪の手口に関すること。 6 犯罪統計に関すること。
捜査第一課	<ul><li>1 犯罪の捜査に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。</li><li>2 検視及び死体の取扱いに関すること。</li></ul>
捜査第二課	<ul><li>1 知能犯罪の捜査に関すること(組織犯罪対策第一課の所掌に属するものを除く。)。</li><li>2 選挙犯罪の捜査に関すること。</li></ul>
捜査第三課	<ol> <li>3 窃盗犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 移動警察に関すること。</li> </ol>
組織犯罪 対策第一課	1 組織犯罪の取締りに関する企画、指導及び調整に関すること。 2 組織犯罪に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。 3 犯罪による収益の移転防止に関すること。 4 知能犯罪の捜査に関すること(特殊詐欺事件の捜査に関するものに限る。)。 5 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の施行に関すること。 7 暴力団排除活動に関すること。
組織犯罪 対策第二課	1 国際捜査共助に関すること。 2 通訳センターの運営に関すること。 3 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。 4 薬物乱用防止対策及び銃器総合対策に係る行政施策の推進に関すること。
鑑識課	1 犯罪鑑識に関すること。 2 犯罪鑑識施設の整備及び運営に関すること。
科学捜査研 究 所	1 法科学の研究に関すること。 2 法科学を応用する鑑定及び検査に関すること。

所 属		分 掌 事 務
機動捜査隊	1 2 3	機動捜査に関すること。 事件・事故発生の際の初動措置に関すること。 警察署長等の要請に基づく応援活動に関すること。

### 5 交通部内の所属別分掌事務

所 属	分   掌    務
交通企画課	1 交通事故防止対策一般に関すること。 2 交通事故の分析及び交通統計に関すること。 3 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。 4 地域交通安全活動推進委員制度に関すること。 5 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号) の施行に関すること(交通指導課の所掌に属するものを除く。)。
交通指導課	<ol> <li>道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。</li> <li>交通反則通告制度に関すること。</li> <li>交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。</li> <li>道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による自動車の使用の制限に関すること。</li> <li>交通事故現場における測量機器による撮影及び図化に関すること。</li> </ol>
交通規制課	<ol> <li>交通規制に関すること。</li> <li>交通安全施設に関すること。</li> <li>交通管制に関すること。</li> </ol>
運転免許課	1 運転免許試験に関すること。 2 運転免許証の作成及び交付に関すること。 3 再試験不合格及び申請に係る運転免許の取消しに関すること。 4 国外運転免許証に関すること。 5 運転免許に関する資料の管理その他の運転免許に関すること。 6 自動車等の運転者に対する交通安全教育に関すること(交通企画課の所掌に属するものを除く。)。 7 自動車教習所及び指定講習機関に関すること。 8 初心運転者講習及び再試験に関すること。 9 取消処分者講習、運転免許の取得に伴う講習、運転免許証の更新に伴う講習及び高齢者講習に関すること。 10 運転適性検査に関すること。
運転管理課	1 運転免許の取消し(運転免許課の所掌に属するものを除く。)、 効力の停止その他の行政処分に関すること。 2 停止処分者講習及び違反者講習に関すること。 3 運転免許の行政処分に係る聴聞その他の意見陳述手続に関すること。

所属	分 掌 事 務
交通機動隊	<ol> <li>機動交通取締りに関すること。</li> <li>交通の指導整理活動に関すること。</li> <li>事件・事故発生の際の初動措置に関すること。</li> <li>警察署長等の要請に基づく応援活動に関すること。</li> </ol>
高速道路交通警察隊	<ol> <li>高速道路における交通の指導取締り、交通事故・事件の捜査及び処理、交通規制その他必要な警察事務の処理に関すること。</li> <li>高速道路に接続する周辺道路における交通の指導取締り及び交通事故・事件の初期的処理に関すること。</li> <li>警察署長等の要請に基づく応援活動に関すること。</li> </ol>

### 6 警備部内の所属別分掌事務

所 属	分 掌 事 務
公安課	1 警備情報に関すること(外事課の所掌に属するものを除く。)。 2 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の捜査に関すること(外事課の所掌に属するものを除く。)。 (1) 刑法(明治40年法律第45号)第2編第2章及び第3章に規定する犯罪 (2) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に規定する犯罪 (3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和27年法律第138号)第6条及び第7条に規定する犯罪 (4) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)に規定する犯罪 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の規定による調査に関すること。 4 警備事象に伴う拡声機等による暴騒音規制条例の施行に関すること。 5 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。 6 公安捜査隊の事務に関すること。
警備課	1 緊急事態に対処するための計画の立案及びその実施に関すること。 2 警備方針の策定及びその実施に関すること(地域課の所掌に属するものを除く。)。 3 核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に関すること。 4 特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。 5 行進及び集団示威運動に関する条例(昭和24年岡山市条例第42号)の施行に関すること。 6 災害警備に関すること。 7 警衛及び警護に関すること。 8 管区機動隊及び第二機動隊の事務に関すること。 9 警備警察関係法令の調査及び研究に関すること。 10 航空機の運用に関すること。
警衛対策課	第74回全国植樹祭の開催に伴う警衛に係る企画及び実施に関すること。

所 属	分  掌    務
外 事 課	<ol> <li>次に掲げる警備情報に関すること。</li> <li>外国人に係る警備情報</li> <li>外国人又は活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに関する警備情報</li> <li>次に掲げる犯罪の捜査に関すること。</li> <li>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪</li> <li>公安課の分掌事務2に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人又は上記1(2)に規定するテロリズムに係る活動に関するもの</li> </ol>
機動隊	警戒警備の実施活動及び第二機動隊の教育訓練に関すること。

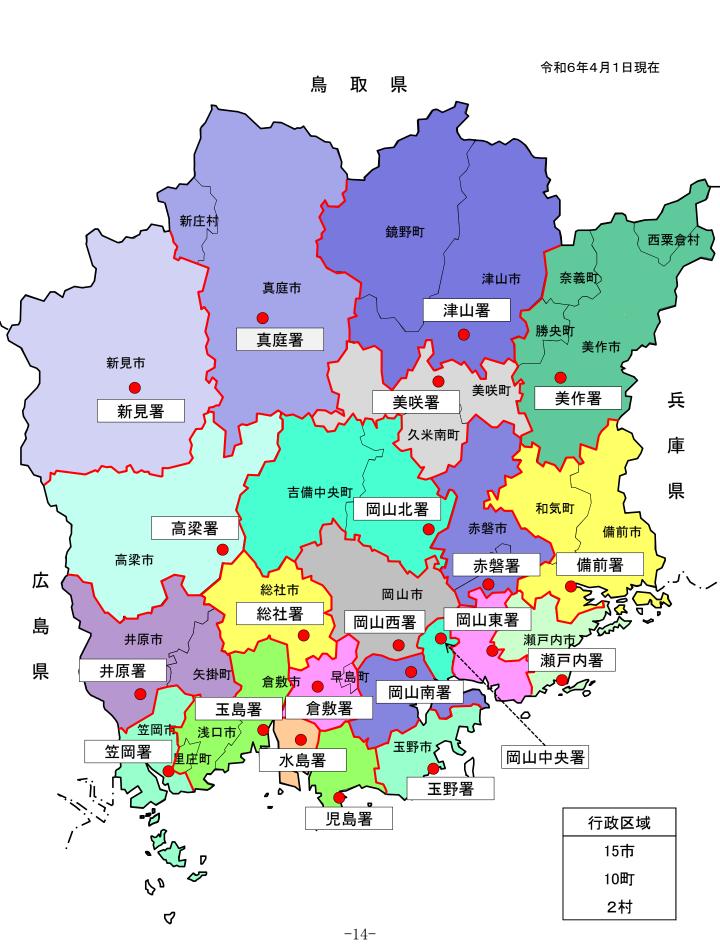
### 7 警察学校の分掌事務

所 属	分	掌	事	務	
警察学校	初任科、初任補修科及	び専科の教育	訓練に関っ	すること。	

### 8 岡山市警察部庶務課の分掌事務

所 属		分	掌	事	務
庶 務 課	<ol> <li>岡山市その係</li> <li>岡山市の区域</li> <li>市警察部の原</li> <li>市警察部長の</li> </ol>	域内における 無務に関する	警察運営の こと。		こと。 隆に関すること。

### 第3 県下警察署の位置、管轄区域



# 第4 令和6年岡山県警察運営重点

基本目標	「安全・安心の岡山」の実現 ~ 強く 正しく 温かく ~
	○ 特殊詐欺対策の推進
	○ サイバー空間の安全確保に向けた取組の推進
	○ 街頭活動の強化、地域社会との協働等による 安全・安心を確保するための取組の推進
	○ 子供・女性・高齢者をはじめとした人身の安全を 確保するための対策の推進
	○ 少年非行防止対策等の推進
運営重点	○ 暴力団の壊滅、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的取締り、薬物・銃器犯罪の根絶等組織犯罪対策の推進
	<ul><li>○ 捜査の高度化・科学化等の推進による犯罪の徹底 検挙</li></ul>
	<ul><li>○ 交通事故情勢を踏まえたきめ細かな交通事故防止 対策の推進</li></ul>
	<ul><li>全国植樹祭開催に伴う総合対策及びテロ、災害等 緊急事態対策の推進</li></ul>
	○ 経済安全保障に関する取組の推進

### 第5 主要な事業及び施策の推進状況

#### (公安委員会制度と警察署協議会)

#### 1 公安委員会

公安委員会とは、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保を目的として導入 された合議制の機関である。

公安委員会は、県知事の所轄の下に置かれており、県警察を管理し、警察行政に県民の意思を反映させるという機能を果たしている。

#### (1) 構成

公安委員会は、県知事が県議会の同意を得て任命した3人の委員及び岡山市長が 岡山市議会の同意を得て推薦し、県知事が任命した2人の委員、合計5人の委員で 構成されている。

【岡山県公安委員会】(令和6年5月時点)

<u> </u>							
	氏 名	任 期	職業				
委員長	大月 隆行	2期目	会社役員				
委員	金子 雅彦	2期目	元会社役員				
委員	三村 由香里	2期目	大学理事				
委員	内田 通子	1期目	社会福祉法人会長				
委員	大土 弘	1期目	弁護士				

#### (2) 活動

公安委員会は、運転免許、交通規制、古物営業等の各種営業の監督等、県民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、県内における事件、事故及び 災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、警察 本部長等から説明、報告を受けるなどして、県警察を管理している。

令和5年中は、定例会を32回開催したほか、県下警察署長会議への出席や警察活動の現場視察等を通じて治安情勢と警察運営の把握に努め、管理機能の充実を図った。

#### 2 警察署協議会

警察署協議会は、警察署長が住民等の意見を聴き、警察署の業務運営に民意を反映 させることを目的として設置された機関である。

#### (1) 構成

警察署協議会は、県下22警察署全てに設置されており、警察署の管内人口等に 応じて5人から15人、総数233人の委員が岡山県公安委員会から委嘱されている。

#### (2) 活動

警察署協議会委員は、年3回開催される定例会に出席して、警察署の業務運営について意見を述べるほか、犯罪抑止や交通事故防止等の各種警察活動の視察等を通じて県警察に対する理解を深めている。

#### (警務部)

#### 1 警察基盤の整備

(1) 治安上の課題に適切に対応するための体制整備

令和6年度における警察官の条例定員は、警察官を増員する措置の期限満了に伴い、 3,503人(前年度比-8人)となった。

一方、警察官以外の職員の条例定員は、全国一斉に開始予定のマイナンバーカード と運転免許証の一体化事業に的確に対応するための体制強化について、県当局と協議 した結果、3人の増員が認められたことから、453人(前年度比+3人)となった。

また、定年引上げに伴い、新規採用者を確保して定員管理を適正化するための措置 として、令和7年3月31日までの間は、警察官については6人、警察官以外の職員に ついては1人を加えたものとすることができる定員の特例を新設した。

警察を取り巻く社会情勢は常に変化しており、近年の技術革新は県民生活の利便性を向上させる一方、新たな治安上の課題を出現させており、複雑化する治安情勢に的確に対応していく必要がある。

加えて、少子高齢化の進展に伴い労働人口が減少する中、警察は、現有するマンパワーをいかに維持、向上させていくかという問題にも直面していることから、引き続き、業務の合理化・効率化に向けた取組を推進しつつ、限られた人員の中で警察機能を最大限に発揮できる体制の整備を図っていくこととしている。

(2) 警察職員としてふさわしい能力や資質を有する人材の確保

組織の人的基盤を強化するため、若手職員を主体としたリクルーターの運用、1日業務体験等の体験型業務説明会、非対面式のオンライン説明会、エックス(旧ツイッター)・インスタグラムの活用、大学や企業等主催の合同説明会への参加等の取組を継続して行うとともに、警察職員を目指すきっかけとなったエピソードを紹介する採用募集動画をユーチューブ等で配信するなど、受験者数の増加に向けた取組を推進した。

なお、令和5年度は、警察官74人(うち女性19人)、警察行政職員7人及び警察技術職員2人を採用しており、引き続き、創意工夫を凝らした採用募集活動を推進することとしている。

#### (3) 警察費当初予算の概要

令和6年度警察費当初予算の概要は、次表のとおりである。

(単位:千円)

						, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	項目	別			令和5年度当初予算額	令和6年度当初予算額
	公 安	委 員	会	費	12, 595	12, 509
	警 察	本	部	費	44, 527, 268	46, 070, 003
警 察	装	備		費	314, 523	286, 765
管理費	警 察	施	設	費	1, 637, 675	1, 798, 276
日本共	運転	免	許	費	1, 289, 316	1, 328, 813
	恩給及び退職年金費				29, 018	25, 025
		計			47, 810, 395	49, 521, 391
<ul><li>警察</li><li>活動費</li></ul>	警察	活	動	費	929, 981	964, 217
	合計	+			48, 740, 376	50, 485, 608
	義務	的	経	費	37, 592, 588	38, 641, 047
分類別	一般	行 政	経	費	10, 986, 146	11, 585, 093
	投資	的	経	費	161, 642	259, 468

#### (4) 警察施設の整備概要

#### ア 警察署

水島警察署庁舎建替整備事業として実施設計を行ったほか、岡山西警察署庁舎屋 上防水改修工事、同署庁舎非常用直流電源装置外改修工事、美作警察署庁舎外壁改 修工事を施工するなど、施設の老朽化対策に取り組んだ。

#### イ 交番・駐在所

#### (ア) 交番

笠岡警察署城見交番、金浦駐在所及び吉浜駐在所を統合し、笠岡西交番として 建替整備を行った。

#### (イ) 駐在所

赤磐警察署周匝駐在所を城南駐在所として、また、備前警察署野谷駐在所を同署三石駐在所に統合し、建替整備を行った。

#### ウ その他の施設

交通機動隊庁舎屋上防水改修工事、伊福町庁舎空調設備改修工事、鑑識科学センター空調設備改修工事(2か年事業)を施工するなど、施設の老朽化対策に取り組んだ。

#### (5) 警察装備の整備概要

警らや交通指導取締り、事件・事故への対応のため、無線警ら車5台、交通事故処理車2台等を更新整備したほか、小型警ら車1台の増強整備を行った。

さらに、令和5年度重点事業「2050カーボンニュートラルの実現を見据えたEV車両試験導入事業」として、電気自動車3台(捜査用車1台及び小型警ら車2台)を試験導入した。

また、銃器使用犯罪等の凶悪犯罪に対処するため、防弾衣、防弾帽等の受傷事故防 止資機材を整備した。

#### (6) デジタル技術の活用

県警察の業務システムと連携したPⅢ(ポリストリプルアイ)のデータ端末を現場警察官に携帯させ、事件・事故の発生場所や勤務員の位置情報等の共有や各種照会機能により、各種事案に的確に対応する取組等を推進したほか、デジタルツールの活用等によって、内部事務の効率化を図った。

#### 2 警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営の推進

(1) ワークライフバランスの向上と女性活躍の推進

全職員のワークライフバランス(仕事と生活の両立)の向上を図るため、業務の合理化・効率化による働き方改革、男性職員の育児に伴う休暇をはじめとした各種休暇の取得促進、女性活躍推進のためのキャリア形成支援等、職員一人一人が生き生きと働き、活躍できる職場環境づくりを推進している。

(2) 現場執行力の強化に向けた取組の推進

適正に職務を執行する能力と高い倫理観を兼ね備えた警察職員を育成するため、 警察学校、警察署等における教育訓練を推進し、第一線の現場執行力の強化を図って いる。

ア 警察学校、警察署等における教育訓練の推進

警察学校では、採用時及び昇任時の教育訓練のほか、特定の業務の分野に関する 高度な専門知識及び技能を習得させるための教育訓練を実施している。

警察署等では、個々の警察職員の能力又は職務に応じた個人指導や研修会、有識者による講演会の開催等により、職務執行能力の向上や職務執行の際に求められる高い倫理観の醸成を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。

また、実際の事件現場等を再現したロールプレイング方式による想定訓練を実施し、若手警察官の早期戦力化を推進している。

#### イ 術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、 拳銃等の術科訓練を計画的に実施しているほか、実際の現場で発生する可能性の 高い事案を想定した実戦的な訓練の充実強化を図っている。

#### (3) 職員の健康管理対策の推進

職員が全力で職務に専念できるよう、各種健康診断、健康相談、部外講師によるセミナー、保健師等による健康教育等の充実を図っているほか、ストレスチェック制度等を利用したセルフケア能力の向上を図るなど、活力ある職場づくりに向けた取組を推進している。

#### 3 県民のニーズに応じたきめ細かな警察活動の推進

(1) 警察安全相談への的確な対応

令和5年中の警察安全相談の受理件数は4万3,999件と、前年より5,006件(12.8%) 増加した。

相談内容については、生活安全関係が最も多く、その中でも、サイバー関係や犯罪 等による被害の防止、迷惑行為等に関するものが多く寄せられた。

これらの各種相談に対し、各警察署の警察安全相談係員等が適切に対応している。

#### (2) 犯罪被害者等支援施策の推進

犯罪被害者等に対し、被害者支援制度に基づく捜査状況等の情報提供を行うと ともに、犯罪被害者週間に合わせたフォーラムの開催等の広報啓発活動や、大学生 ボランティアに対する活動支援に取り組むなど、犯罪被害者等への支援の裾野拡大に 努めている。

#### (3) 情報公開の推進と個人情報の保護

岡山県行政情報公開条例に基づき、個人情報の保護と公共の安全及び秩序の維持との調整を図りながら、適切な情報公開に努めるとともに、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、保有する個人情報を適正に管理しながら、開示請求にも適切に対応している。

#### (4) 広報活動の推進

ア 時代に即した効果的な広報活動の推進

テレビや新聞等の各種メディア、SNS等を活用して様々な広報活動を行っている。

特に、平成24年から運用を開始したフェイスブックや令和5年11月にフォロワー1万人を突破したエックス(旧ツイッター)、ユーチューブを活用して、「安全・安心」に関する情報や県警察の取組・活動等を、写真や動画を用いて、分かりやすく、かつ、タイムリーに発信している。

また、県警察ホームページ内の「くらしの安全WebMap」では、身近な犯罪や 交通事故、子供や女性を対象とした声掛け、つきまとい等の事案に関する情報を分 かりやすく掲載している。

#### イ 警察音楽隊によるふれあい活動

県民と県警察とを結ぶ「音の架け橋」として、警察音楽隊が県内各地で演奏を行うなど、地域に密着したふれあい活動を推進しており、令和5年中は、延べ約6万7,000人を対象に計111回の演奏活動を行った。

#### ウ 警察本部庁舎見学の実施

警察本部庁舎の見学を受け付けており、令和5年中は約2,300人が見学に訪れた。

#### (生活安全部)

#### 1 特殊詐欺対策の推進

#### (1) 特殊詐欺の認知状況

令和5年中の特殊詐欺被害は、認知件数が182件、被害額が約6億780万円と、前年より認知件数は23件(14.5%)、被害額は約2億9,140万円(92.1%)増加した。 手口別では、架空料金請求詐欺が54件、還付金詐欺が53件であり、この2つの手口で全体の約6割を占めている。

また、被害者に占める高齢者(65歳以上)の割合は63.5%で、このうち約8割が 女性であった。

#### 【特殊詐欺の認知状況】

	E 1 7 7 1	111 // /	pr — /	V + V =	-		
区分			分		令和3年	令和4年	令和5年
	認	知	件	数	114	159	182
	被	害 額		害 額 約3億2,780万円		約3億1,640万円	約6億780万円

#### 注: 令和5年は暫定値

#### (2) 「だまされんのじゃ岡山県・県民運動」の推進

一人でも多くの県民に特殊詐欺の根絶に向けた意識の浸透を図り、家族や地域をはじめ、県民総ぐるみで身近な人を守る気運を醸成するため、関係機関・団体等と連携して、平成31年4月から「だまされんのじゃ岡山県・県民運動」を展開し、同運動の推進重点である「三本の矢」作戦に基づいた各種取組を推進した。

ア 高齢者を中心とした幅広い年齢層に対する被害防止広報の徹底(第一の矢)

高齢者が狙われる傾向が顕著であることから、広報紙、ケーブルテレビ、ウェブサイト等の各種媒体を活用し、高齢者に重点を置いた効果的な広報啓発活動を推進するとともに、防犯機能付き電話の普及促進に向けた自治体等への働き掛けや、留守番電話機能の活用に係る啓発等の取組を強化した。

イ 金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の推進(第二の矢) 金融機関、コンビニエンスストア、宅配事業者等との連携を強化し、官民一体と なった水際対策を推進した。

特に、電子マネーカードをコンビニエンスストアで購入させる手口の対策として、 県内のコンビニエンスストア5社で構成される岡山県コンビニエンスストア防犯 協議会と協働し、高額な電子マネーカード購入者に対する声掛け訓練を実施し、 被害の未然防止に向けた取組を推進した。

ウ 身近な人を守る気運の醸成に向けた取組の推進(第三の矢)

高齢者等に対し、各種広報媒体を活用するなどして、「相談」に係る意識付けの 徹底を図るとともに、高齢者を取り巻く関係機関・団体や子供・孫世代に対し、 相談しやすい環境の整備に向けた働き掛けを推進した。

#### 2 総合的な犯罪抑止対策の推進

#### (1) 犯罪抑止対策の推進

防犯ボランティア、自治体、事業者、地域住民等と連携した県民総ぐるみによる 犯罪抑止対策を推進した結果、刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成14年以降、 19年連続で減少していたが、令和4年から増加に転じており、令和5年は9,230件で あった。

#### 【刑法犯認知件数の状況】

区分	令和3年	令和4年	令和5年	
刑法犯認知件数	7, 535	8, 007	9, 230	

#### ア 地域住民等に対する各種防犯情報の提供

県警察ホームページやフェイスブックのほか、「ももくん・ももかちゃん安心メール」等の各種広報媒体を活用して防犯情報、犯罪発生情報等をタイムリーに提供し、地域の安全・安心の確保に努めている。

#### イ 自治体、事業者、地域住民等による自主防犯活動の促進

地域社会における連帯感や絆の希薄化が懸念される中、自治体、事業者、地域住民等との連携による取組を強化し、県民の安全・安心感の醸成を図っている。

#### (ア) 防犯ボランティア団体等の活動状況

令和5年末現在、県下の防犯ボランティアは1,289団体、6万4,737人、933 事業所であり、226団体(1,673台)の青色防犯パトロール団体が活動している。 また、企業の社会貢献活動の一環として、自ら主体的に防犯活動を実践する 「犯罪の起きにくい社会づくり推進企業」や防犯ボランティア活動を支援する 「犯罪の起きにくい社会づくり応援企業」を募集しており、令和5年末現在、 合計2,632事業所(推進企業2,442事業所、応援企業190事業所)が参加している。

#### (イ) 防犯ボランティア活動に対する支援

各警察署が委嘱する地域安全推進員(令和5年末現在2,063人)をはじめとする防犯ボランティアに対し、防犯情報の提供、活動用資機材や保険に係る経費の負担、合同パトロールの実施等の支援を行っているほか、後継者育成や裾野拡大の観点から、大学生防犯ボランティア等の若年層による活動の促進に向けた取組を推進している。

また、青色防犯パトロール実施者に対しては、防犯指導員による講習を定期的に開催するなど、パトロール活動等の適正な運用に向けた指導・助言を行うとともに、「犯罪の起きにくい社会づくり推進・応援企業」をはじめとする事業者に対しては、防犯情報の定期的な提供や県警察ホームページへの活動事例の掲載等を通じて防犯CSR活動(社会貢献活動)の活性化を図っている。

#### (ウ) 防犯カメラの設置拡充に向けた働き掛け

防犯カメラは、犯罪の抑止等に多大な効果が認められることから、更なる設置 拡充に向けて、自治体、事業者、地域住民等に対し、継続的な働き掛けを行って いる。

#### (2) 生活経済・環境事犯、風俗関係事犯への対策

#### ア 生活経済・環境事犯の取締りの推進

県民生活を脅かす生活経済・環境事犯に重点を置いた取締りを推進し、令和5年中は、高級ブランドの登録商標に似せたロゴマーク使用による商標法違反等事件、 油分を含む汚泥を大量投棄した廃棄物処理法違反事件等を検挙した。

#### 【生活経済事犯の検挙状況】

年別	令和3年		令和4年		令和5年	
事犯別	件数	人員	件数	人員	件数	人員
経 済 事 犯	6	14	3	5	6	6
不 動 産 事 犯	5	6	3	3	1	1
知的財産権侵害事犯	2	2	3	4	2	2
合計	13	22	9	12	9	9

- 注1: 経済事犯とは、特定商取引法、貸金業法、出資法等の違反に係る事犯を いう。
  - 2: 不動産事犯とは、宅建業法、建設業法等の違反に係る事犯をいう。
  - 3: 知的財産権侵害事犯とは、商標法、著作権法等の違反に係る事犯をいう。

#### 【生活環境事犯の検挙状況】

	年別	令和	3年	令和	4年	令和	5年		
事犯別		件数	人員	件数	人員	件数	人員		
廃 棄 物	事 犯	115	139	134	151	98	113		
保健衛生	事犯	13	13	9	10	7	7		
その他環場	竟 事 犯	7	16	7	7	4	4		
合計		135	168	150	168	109	124		

- 注1: 廃棄物事犯とは、廃棄物処理法等の違反に係る事犯をいう。
  - 2: 保健衛生事犯とは、医薬品医療機器等法、狂犬病予防法等の違反に係る 事犯をいう。
  - 3: その他環境事犯とは、河川法、鳥獣保護管理法、県快適条例等の違反に 係る事犯をいう。

#### イ 風俗関係事犯の取締りの推進

悪質な風俗関係事犯に重点を置いた取締りを推進し、令和5年中は、違法スロット店やポーカーゲーム機使用による常習賭博事件等を検挙した。

#### 【風俗関係事犯の検挙状況】

Verill Danie 1 and 1 Accel									
年別	令和	3年	令和	4年	令和	5年			
事犯別	件数	人員	件数	人員	件数	人員			
風営適正化法違反	23	30	8	16	7	11			
わ い せ つ	40	16	26	13	21	14			
売春防止法違反	3	0	2	0	4	2			
ゲーム機賭博	0	0	0	0	5	12			
合計	66	46	36	29	37	39			

注: わいせつとは、公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいい、不同意わいせつ (刑法改正前の強制わいせつを含む。)を除く。

#### 3 子供・女性・高齢者をはじめとした人身の安全を確保するための対策の推進

(1) 通学路等の安全確保対策の強化

子供の登下校時の安全を確保するため、「登下校防犯プラン」に基づき、「地域の連携の場」の構築等、子供の見守り活動の支援を充実させるとともに、青色防犯パトロール団体等のボランティア活動の活性化を図るなど、関係機関・団体と連携しながら諸対策を推進している。

#### (2) 子供に対する被害防止教育の推進

子供に危険を察知する能力を身に付けさせるため、教育委員会や学校と連携して 子供を対象とした防犯教室を開催し、不審者から声を掛けられた場合の対処要領や、 危険な事態に遭遇した場合の初期対応訓練等、参加・体験型の被害防止教育を推進し ている。

#### (3) 先制・予防的活動の推進

子供や女性を狙った性犯罪、誘拐等の前兆となり得る声掛け、つきまとい等に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告等の措置を講じるなど、先制・予防的な活動を推進している。

(4) 「ももくん・ももかちゃん安心メール」による情報発信活動の推進

登録者に対し、子供や女性を対象とした犯罪や不審者に関する情報をタイムリーに発信しており、令和5年中は、子供被害不審者情報202件、女性被害不審者情報66件、一般防犯情報424件等を配信したほか、児童の保護者、防犯ボランティア等に対し、広く登録を呼び掛けた。

#### (5) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案対策の推進

被害者等の安全の確保を最優先として、各種法令を積極的に適用した加害者の検挙 又は警告のほか、被害者に対する避難措置や事案に応じた防犯指導、被害者の電話番 号を通信指令システムに登録する特定電話番号登録、防犯カメラの貸与等の措置を講 じている。

#### 【ストーカー事案への対応状況】

	区分	}		令和3年	令和4年	令和5年
認	知	件	数	160	199	226
検	挙	件	数	23	54	75
	ストーカー	規制法	違 反	14	27	40
	ストーカー	規制法	以 外	9	27	35
ス	トーカー規制法は	こ基づく警	告件数	4	7	6
ス	トーカー規制法に基	とづく禁止命	令件数	26	45	49
ス	トーカー規制法は	こ基づく援	助件数	177	185	201

#### 【DV事案への対応状況】

	区分	<del>}</del>		令和3年	令和4年	令和5年
対	応	件	数	1, 640	1, 611	1, 473
検	挙	件	数	170	133	180
	配偶者暴力	防止法	達反	3	0	5
	配偶者暴力	防止法	以外	167	133	175
配	偶者暴力防止法に基	生づく保護命	市令件数	59	36	62
配	偶者暴力防止法は	こ基づく援	助件数	1,000	817	641

#### (6) 児童・高齢者・障害者虐待事案対策の推進

児童虐待事案の早期発見と児童相談所への迅速な通告等に努めるとともに、児童相談所が行う一時保護等への警察官の同行等の援助を行っており、刑事事件として取り扱うべき事案には、厳正かつ迅速に対応している。

また、高齢者や障害者に係る虐待事案の認知時には、事案の内容に応じた応急的な保護等の措置を講じているほか、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づく関係市町村への通報や援助要請等に適切に対応している。

#### (7) 行方不明者対策の推進

令和5年中は1,368件の行方不明者届を受理しており、このうち、自殺のおそれのある者、認知症等により事故遭遇のおそれのある者等については、特異行方不明者として迅速に手配し、発見・捜索活動に努めた。

#### 4 少年非行防止対策の推進

令和5年中に検挙・補導した刑法犯少年は508人と、前年より73人(16.8%)増加 した。

学職別では、中学生164人(32.3%)が最多となっており、次いで高校生149人(29.3%)、有職少年79人(15.6%)、小学生63人(12.4%)であり、非行少年に対しては、その早期立ち直り等のため、検挙・補導措置を厳正に行った。

【罪種別刑法犯少年	(触法少年を含む。)	の検挙・補導	【員人意
▲ クトイ生の1/11の2002 アー			

		1 (Marille ) 1 C II C	07 124 1119 137 4	
罪種別	年別	令和3年	令和4年	令和5年
凶 悪	犯	8	8	20 (1)
殺	人	0	1	0
強	盗	4	0	13
放	火	1	1	0
不同意	性交等	3	6	7 (1)
粗暴	* 犯	97 (28)	102 (34)	101 (27)
窃 盗	犯	209 (64)	231 (83)	281 (68)
知 能	犯	8	6	13
風 俗	犯	10 (5)	8 (2)	8 (1)
その他を	刑法犯	85 (19)	80 (17)	85 (30)
合計	計	417 (116)	435 (136)	508 (127)

注1: ( ) 内数値は、触法少年の補導人員

2: 不同意性交等とは、刑法改正前の強制性交等を含む。

#### (1) 非行の未然防止対策の強化

#### ア 学校等と連携した非行防止教室の開催

少年の規範意識の向上を図るため、学校等と連携しながら、県内全ての小・中学校及び高等学校を対象に、非行防止教室専門員等による非行防止教室を開催している。

#### イ 低年齢段階からの規範意識向上対策の推進

低年齢少年の非行情勢改善のため、小学校低学年や就学前段階からの規範意識 向上に取り組み、紙芝居等の年齢に応じた分かりやすい教材を用いた非行防止教室 や保護者会の開催等の対策を推進している。

#### ウ 少年非行防止・保護総合対策の推進に関する体制の見直し

令和5年度までは、学校警察連絡室を中心に、暴力行為等の問題行動の改善や落ち着いて学べる環境の確保を目的として、活動重点対象校を中心に、各学校の要望等を踏まえながら、教職員等と緊密に連携して問題を抱える生徒への声掛け指導を行うなど、現場に即した活動を推進してきた。

令和6年度からは、学校警察連絡室及び少年サポートセンターを統合して、少年 課内に「健全育成対策室」を新設し、少年非行防止・保護総合対策を効果的に推進 することとしている。

#### エ 少年警察ボランティアと連携した活動

少年警察ボランティアが学校や就学前施設を訪問し、あいさつ運動や非行防止 教室を行うなど、地域社会と連携した活動を推進している。

#### (2) 再非行防止対策の推進

少年の再非行を防止するため、専門的知識を有する少年育成官(旧少年補導員)が 中心となり、関係機関等と連携し、個々の少年の問題に応じて、体験活動や心理療法 等を活用した立ち直り支援活動を実施している。

令和5年中は、24人の少年に対し、農業体験等の体験活動、学習支援、面接・電話等の立ち直り支援活動を、延べ290回実施した。

#### (3) 少年保護対策の推進と有害環境の浄化

#### ア 広報啓発活動の推進

非行防止教室や保護者会等において、ネット利用の犯罪被害の実態や適正なネット利用の大切さについて教えるとともに、SNSを活用した動画広告等の広報啓発活動や、SNSを利用した児童買春等を誘引する書き込みに対する注意喚起を推進している。

#### イ 少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)の取締りの推進

SNSに起因した犯罪の被害者となる少年が後を絶たないことから、非行防止教室等を通じて、インターネットの特性や危険性について、より一層心に響く啓発を行うとともに、児童ポルノ事犯をはじめとする少年の福祉を害する犯罪の取締りを徹底している。

#### 【少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)の検挙状況】

年別	令和3年		令和	4年	令和5年					
罪種別	件数	人員	件数	人員	件数	人員				
児童買春・児童ポルノ法違反	74	48	74	35	53	37				
児 童 福 祉 法 違 反	5	8	0	0	1	1				
飲酒·喫煙禁止法違反	9	8	5	6	3	3				
育 成 条 例 違 反	80	67	66	57	52	49				
風営適正化法違反	12	14	2	3	3	4				
そ の 他	1	0	1	2	6	4				
合計	181	145	148	103	118	98				

注: 「その他」は、令和3年及び令和4年は労働者派遣法違反各1件を計上。 令和5年は、同年に施行された「性的姿態撮影等処罰法」の性的姿態等撮影罪 のうち、被害者が20歳未満の事件6件を計上。

#### ウ 被害少年に対する継続的支援の推進

児童ポルノ事犯等の犯罪やいじめ等、少年の健全な育成を阻害する行為により

被害を受けた少年に対し、少年育成官等によるカウンセリングを実施するなど、 継続的な支援を推進している。

エ 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

毎月第2金曜日を「環境浄化の日」に設定し、有害環境の実態把握や少年のたまり場等における集中的な街頭補導を実施している。

また、インターネット上の有害サイトから子供を守るため、知事部局や教育委員会 と連携し、携帯電話販売店や保護者に対し、フィルタリングの普及・促進を働き 掛けている。

#### 5 サイバー犯罪対策の推進

(1) サイバー犯罪被害の未然防止活動

県内のIT関連企業等で構成する「岡山県情報セキュリティ協議会(OISec (オーアイセック))」と協働し、サイバー犯罪の被害防止及び違法・有害情報の排除に向け、定期的な幹事会や会員向けセミナーの開催、ウェブサイト上でのセキュリティ情報の発信等の事業を推進している。

また、最近のサイバー犯罪の発生状況を踏まえ、中小企業、学校、病院等において、サイバー犯罪体験型コンテンツを活用したセミナーの開催、広報チラシの配布等、民間事業者や関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を行うとともに、実際の相談事例等に基づいたサイバー犯罪の現状と対策について、県警察の公式SNS、ももくん・ももかちゃん安心メールで注意喚起を図るなど、サイバー犯罪被害の未然防止活動を推進している。

(2) ボランティアとの連携

インターネット上に存在する違法・有害情報等の発見及び警察への通報を主な任務とするサイバーパトロール・モニターを委嘱するとともに、研修会を実施するなど、ボランティアと連携してサイバー犯罪に関する情報収集を推進している。

(3) 対処能力向上のための取組

サイバー犯罪捜査に必要な知識・技能を捜査員に習得させるため、サイバー事案 対処能力検定を実施しているほか、部内研修制度による人材育成を推進するなど、 サイバー犯罪に対する対処能力の向上を図っている。

(4) サイバー犯罪の取締りの推進

令和5年中は、インターネットバンキングの認証手続を悪用して不正送金した電子 計算機使用詐欺事件等を検挙するなど、高度な情報通信技術を用いたサイバー犯罪に 重点を置いた取締りを推進している。

#### 【サイバー犯罪の検挙状況】

227 - 100 1 000 2			
事犯別 年別	令和3年	令和4年	令和5年
不正アクセス禁止法違反	11	10	16
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等	14	10	6
その他のサイバー犯罪	211	288	189
合計	236	308	211

注1: 数値は、検挙数を示す。

2: その他のサイバー犯罪とは、その実行に不可欠な手段として高度情報通信 ネットワークを利用する犯罪をいう。

#### (地域部)

#### 1 県民の安全・安心を確保するための諸対策の推進

(1) 制服警察官によるパトロール活動の強化

県民からの要望が強い「パトロール活動の強化」に応えるため、犯罪の多発する時間帯・場所等に重点を置いたパトロール活動、通学路における警戒活動、コンビニエンスストア等の深夜営業店に対する立ち寄り警戒等を強化するとともに、パトカーの赤色回転灯を点灯させて走行するレッド走行や、交通事故が多発する交差点等における駐留警戒等の街頭活動を強力に展開し、犯罪、交通事故等の抑止に努めている。

(2) 職務質問による各種犯罪の検挙

令和5年中、積極的な職務質問による各種犯罪の検挙活動を強力に推進した。

【地域警察官による検挙状況】

A .		<u>п</u> , – о	トンタナルル						
		年別	令和	3年	令和	4年	令和	5年	
			件	数	件	数	件	件数	
ᢖ	罪種別			職務質問		職務質問		職務質問	
开	刊 法	犯	1,814	233	1,610	236	1,777	245	
	凶悪	犯	12	2	20	3	17	2	
	粗暴	犯	435	26	387	23	417	16	
	窃 盗	犯	1,072	128	942	125	1,049	149	
	知能	犯	43	2	26	5	35	3	
	風俗	犯	19	5	12	3	25	3	
	その	他	233	70	223	77	234	72	
华	寺 別 法	犯	514	228	449	221	409	182	
	軽犯罪	法	115	57	112	65	94	49	
	銃 刀	法	93	61	80	66	64	45	
	覚 取	法	49	28	30	17	34	14	
	その	他	257	82	227	73	217	74	
	合計		2, 328	461	2,059	457	2, 186	427	

注: 「件数」欄は検挙の総件数、「職務質問」欄は職務質問による検挙件数

(3) 重点的な巡回連絡による犯罪・事故抑止対策の推進

交番・駐在所勤務員が、独居高齢者や高齢者世帯を重点的に訪問して防犯指導等を 行うなど、特殊詐欺や交通事故を防止するための活動を推進している。

(4) 交番機能の強化に向けた継続的な取組の推進

交番勤務員の適正配置と、隣接する交番・駐在所やパトカー等の勤務員による不在 交番・駐在所への補完措置を講じるとともに、交番相談員の効果的かつ弾力的な運用 により、勤務員に対する支援機能を強化している。

#### 2 迅速・的確な初動警察活動の推進

緊急(重要)事件や突発的な事故等に適切に対応するため、各種訓練を実施している ほか、110番映像通報システム、110番通報支援カメラ、カーコミュニケータシステム等 を効果的に活用し、迅速・的確な初動警察活動を推進している。

#### 【110番通報有効事案の受理件数】

	4					
項目	別	年	別	令和3年	令和4年	令和5年
刑	法 犯	関	係	3, 058	3, 302	3, 953
交	通	関	係	47, 226	49, 526	53, 238
け	んか	П	論	6, 317	6, 545	6, 748
保	(救)	護関	係	3, 565	4, 016	4, 745
そ	の		他	80, 132	81, 152	86, 919
	合計			140, 298	144, 541	155, 603

#### (刑事部)

#### 1 犯罪概況

#### (1) 刑法犯の認知状況

令和5年中の刑法犯認知件数は9,230件と、前年より1,223件(15.3%)増加し、 令和4年から2年連続の増加となった。

罪種別では、窃盗犯が6,502件 (70.4%) で最も多く、次いでその他刑法犯が1,137件 (12.3%)、粗暴犯が883件 (9.6%)、知能犯が496件 (5.4%)、風俗犯が132件 (1.4%)、凶悪犯が80件 (0.9%) となっている。

また、地域別では、岡山・倉敷の両市で県下全体の76.1%を占めており、都市部での多発傾向が顕著となっている。

#### (2) 刑法犯の検挙状況

令和5年中の刑法犯検挙件数は4,033件と、前年より357件(9.7%)増加し、検挙人員は2,803人と、前年より103人(3.8%)増加した。

罪種別では、窃盗犯が2,247件(55.7%)で最も多く、次いで粗暴犯が777件(19.3%)、その他刑法犯が510件(12.6%)、知能犯が299件(7.4%)、風俗犯が121件(3.0%)、凶悪犯が79件(2.0%)となっている。

#### 【刑法犯の認知・検挙状況】

年別	ŕ	9和3年		ŕ	5和4年		ŕ	予和5年	
	<b>⇒</b> 77 Æn	検	挙	<b>⇒</b> 77 <i>k</i> n	検	検挙		検	挙
罪種別	認知	件数	人員	認知	件数	人員	認知	件数	人員
凶悪犯	53	55	58	71	71	58	80	79	94
殺人	13	13	12	20	20	17	13	13	15
強盗	7	7	12	4	4	3	20	19	36
放 火	10	10	10	21	21	15	15	15	14
不同意性交等	23	25	24	26	26	23	32	32	29
粗暴犯	783	712	703	790	723	688	883	777	763
窃盗犯	4, 998	2, 157	1, 242	5, 495	1,931	1, 195	6, 502	2, 247	1, 295
知能犯	492	333	217	427	367	284	496	299	178
詐 欺	440	291	192	389	329	257	435	257	158
横領	16	13	9	15	14	15	24	14	11
その他	36	29	16	23	24	12	37	28	9
風俗犯	98	96	60	102	88	81	132	121	101
その他刑法犯	1, 111	468	375	1, 122	496	394	1, 137	510	372
合計	7, 535	3,821	2,655	8,007	3,676	2,700	9, 230	4,033	2,803

注: 不同意性交等とは、刑法改正前の強制性交等を含む。

#### 2 重要犯罪等の徹底検挙

#### (1) 重要犯罪

#### ア 重要犯罪の認知・検挙状況

令和5年中の重要犯罪の認知件数は159件と、前年より14件(9.7%)増加した。 主な事件として、倉敷市玉島地内における殺人事件、備前市香登本地内における 強盗・強制性交等未遂事件、真庭市上水田地内等における未成年者誘拐事件、倉敷市 亀島地内における現住建造物等放火未遂事件等を検挙した結果、検挙率は100.6% となった。

#### 【重要犯罪の認知・検挙状況】

	年別		令和3年			令和4年			令和5年		
罪種別		認知	検挙	検挙率	認知	検挙	検挙率	認知	検挙	検挙率	
重 要	犯 罪	104	105	101.0	145	142	97. 9	159	160	100.6	
殺	人	13	13	100.0	20	20	100.0	13	13	100.0	
強	盗	7	7	100.0	4	4	100.0	20	19	95.0	
放	火	10	10	100.0	21	21	100.0	15	15	100.0	
不同意	性交等	23	25	108.7	26	26	100.0	32	32	100.0	
略取誘拐	・人身売買	8	8	100.0	9	9	100.0	7	6	85.7	
不同意	わいせつ	43	42	97. 7	65	62	95. 4	72	75	104.2	

注: 不同意性交等、不同意わいせつとは、刑法改正前の強制性交等、強制わいせつを含む。

#### イ 徹底検挙に向けた取組

事件認知時の初動捜査を徹底するとともに、各種システムを活用したプロファイリング等の犯罪関連情報の分析、DNA型鑑定等の科学技術の活用、最新機器を活用した防犯カメラ画像の解析等を推進し、犯人の早期検挙に努めている。

#### (2) 重要窃盗犯

#### ア 重要窃盗犯の認知・検挙状況

令和5年中の重要窃盗犯の認知件数は641件と、前年より35件(5.2%)減少した。 なお、検挙率は67.6%であった。

#### 【重要窃盗犯の認知・検挙状況】

主女切皿加		次一小	ν□∎							
年別		令和3年	Ē	4	令和4年			令和5年		
罪種別	認知	検挙	検挙率	認知	検挙	検挙率	認知	検挙	検挙率	
重要窃盗犯	631	435	68. 9	676	351	51. 9	641	433	67.6	
侵入盜	594	406	68. 4	637	327	51.3	580	382	65.9	
自動車盗	22	14	63. 6	34	19	55. 9	46	39	84.8	
ひったくり	13	13	100.0	4	5	125.0	12	9	75.0	
すり	2	2	100.0	1	0	0.0	3	3	100.0	

#### イ 検挙に向けた取組

適切な初動捜査を推進するとともに、捜査第三課、刑事企画課捜査支援室及び 関係所属間での緊密な連携や情報共有を図るなど、検挙に向けた合同・共同捜査を 推進している。

#### (3) 重要知能犯

政治、行政及び経済をめぐる不正の追及に努め、岡山刑務所職員らによる刑務所作業用機器納入をめぐる贈収賄事件、新型コロナウイルス感染症対応休業給付金不正受給詐欺事件、建設機械仕入代金名目の架空循環取引詐欺事件等を検挙した。

#### (4) 特殊詐欺

令和5年中は、だまされた振り作戦の積極的な実施により、預貯金詐欺等の受け子 役被疑者を多数検挙した。

#### 【特殊詐欺の検挙状況】

<u> </u>	7 T. B. L. 7 7 4	KH1 794 -> 17 1 1.470 -1											
	年別		令和	3年	令和	4年	令和5年						
累	計別			件数	人員	件数	人員	件数	人員				
特	殊	詐	欺	97	39	107	20	83	22				
	オレオレ詐欺			20	10	5	0	8	2				
	預貯	金詐	欺	43	12	46	11	58	10				
	カー	ド詐欺	次盗	16	9	23	3	12	3				
	上言	己以	外	18	8	33	6	5	7				

注: 今和5年は暫定値

#### 3 暴力団犯罪等組織犯罪対策の推進

#### (1) 暴力団情勢

県下の暴力団勢力は、令和5年末現在、28組織、構成員約120人、準構成員等約150人を把握しており、令和5年中、暴力団に対する徹底した取締りや暴力団排除活動の推進のほか、六代目山口組の分裂に起因して構成員が離脱したことなどにより構成員は前年より約20人減少した。

県下の暴力団情勢は、六代目山口組分裂に伴う対立抗争が継続しており、依然として予断を許さない状況にある。

#### (2) 暴力団犯罪の検挙状況等

令和5年中の暴力団犯罪の検挙件数は67件と、前年と同数、検挙人員は74人と、 前年より12人(19.4%)増加した。

暴対法の適用については、事務所の外壁に代紋等を掲示していた団体の総裁に対して中止命令を発出するなど、行政命令を6件発出した。

#### 【暴力団犯罪の検挙状況】

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
年別		令和	3年	令和	4年	令和5年				
罪種別			件数	人員	件数	人員	件数	人員		
凶	悪	犯	2	2	1	1	1	1		
粗	暴	行	2	2	3	5	5	5		
暴	傷	害	9	8	3	1	4	5		
犯	脅	迫	0	0	1	1	0	0		
詐		欺	11	15	8	12	8	11		
覚 取	法	違 反	11	9	16	13	17	14		
銃 仄	J 法	違反	5	0	2	1	1	0		
そ	$\mathcal{O}$	他	65	70	33	28	31	38		
合計			105	106	67	62	67	74		

注: 準構成員等の検挙を含む。

#### (3) 暴力団総合対策の推進

暴力団に対する徹底した取締りに加えて、暴対法や岡山県暴力団排除条例の効果的な活用、岡山県暴力追放運動推進センター、岡山弁護士会等との連携による暴力団排除活動を推進している。

令和5年中は、大規模公共工事等に係る暴力団排除対策協議会を設立して下請け等の参入業者からの暴力団排除を図ったほか、各業界が設立している暴力団排除に取り組む協議会等において、暴力団排除に関する講演、意見交換会等を42回実施するなど、県民の暴力団排除に向けた気運の醸成に努めた。

また、38都府県(令和5年12月末現在)が相互協力を目的として締結している「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定(広域連携協定)」に加入している。

このほか、岡山県警察保護対策実施要綱等に基づき、警察本部及び全警察署の警察官 57人で編成した身辺警戒班により、暴力団等から危害を受けるおそれのある個人又は 事業者に対する保護対策を徹底した。

#### 4 総合的な薬物・銃器対策の推進

#### (1) 薬物対策

令和5年中の薬物事犯の検挙人員は183人と、前年より3人(1.6%)減少したが、 4年連続で180人を上回った。

このうち、大麻事犯の検挙人員が106人と、2年連続で覚醒剤事犯の検挙人員を上回り、5年連続で過去最多を更新した。

若年層を中心とした大麻の乱用拡大に歯止めを掛けるべく、取締りと並行して、 危険性や有害性に関する正しい知識の普及に向けた広報啓発活動を推進している。

#### 【薬物事犯の検挙状況】

	年別		令和3年		令和	4年	令和5年			
区分	<b>`</b>				件数	人員	件数	人員	件数	人員
覚	醒	剤	事	犯	126	90	118	81	99	70
麻薬	麻薬及び向精神薬事犯			14	8	8	6	17	7	
大	麻		事	犯	106	83	113	99	137	106
合計					246	181	239	186	253	183

注: 麻薬特例法違反での検挙を含む。

#### 【危険ドラッグ事犯の検挙状況】

年別	令和3年		令和4年		令和5年	
区分	件数	人員	件数	人員	件数	人員
危険ドラッグ事犯	0	0	3	0	3	0

#### (2) 銃器対策

令和5年中の拳銃押収丁数は3丁で、いずれも遺品銃であり、暴力団関係者からの 押収はなかったが、県民に不安と脅威を与える銃器犯罪を根絶するため、引き続き、 暴力団が組織的に管理する拳銃の押収に重点を置いた取締りを推進していくこととし ている。

また、知事を本部長とする岡山県銃器根絶運動推進本部を中心に、違法銃器の根絶を呼び掛けるポスターを作成するなど、幅広い広報啓発活動を推進している。

#### 【拳銃の押収丁数】

17.	90 · 2 J   · [X J 3X ]			
区 2	年別	令和3年	令和4年	令和5年
拳	銃 押 収 丁 数	3	11	3
	うち暴力団関係	2	3	0

# 5 来日外国人犯罪対策の推進

令和5年中の来日外国人犯罪の検挙件数は93件と、前年より49件(34.5%)減少し、 検挙人員は63人と、前年より18人(22.2%)減少した。

国籍別の検挙人員では、ベトナムの36人(57.1%)が最多で、次いで、中国の14人(22.2%)となっている。

罪種別では、窃盗、占有離脱物横領及び入管法違反が多くなっている。

来日外国人犯罪対策として、事件検挙のみならず、在留カード等の偽造、不法就労等 の犯罪インフラ事犯の検挙にも努めている。

【来日外国人犯罪の検挙状況】

年別		令和3年		令和4年		令和5年			
罪種	重別 へ	_		件数	人員	件数	人員	件数	人員
刑	法		犯	77	43	115	65	65	43
特	別	法	犯	47	41	27	16	28	20
	合計	+		124	84	142	81	93	63

# 6 科学鑑識活動の推進

犯罪現場では、写真撮影や指紋、足跡等の犯人につながる資料の採取を徹底すると ともに、警察犬や似顔絵の積極的な活用等、犯人の早期検挙に向けた緻密かつ徹底した 鑑識活動を推進している。

また、防犯カメラ画像を鮮明化する装置や指掌紋情報管理システムをはじめとする各種システム等の積極的な活用を図るとともに、DNA型鑑定、三次元顔画像鑑定等の科学技術の活用を推進するなど、客観証拠を徹底して収集し、的確な立証措置をとっている。

# (交通部)

### 1 交通事故等の現況

令和5年中の交通事故死者数は49人と、前年より25人(33.8%)減少し、昭和23年以降で2番目に少ない数となったものの、人身交通事故件数が5,161件と、前年より813件(18.7%)増加するとともに、重傷者数が658人と、前年より146人(28.5%)増加した。また、依然として、信号機のない横断歩道での歩行者優先ルールが徹底されていない状況等が見受けられることから、基本的な交通ルールの再徹底に向けた取組を進め、交通事故の抑止を図っていく必要がある。

# 【交通事故の発生状況】

区:	年別	令和3年	令和4年	令和5年
人,	身事故件数(件)	4, 683	4, 348	5, 161
死	者数(人)	57	74	49
	うち高齢者(割合)	35 (61.4%)	44 (59.5%)	29 (59. 2%)
負	傷 者 数(人)	5, 239	4, 855	5, 816
	重傷者数(人)	567	512	658
	軽傷者数(人)	4,672	4, 343	5, 158
物:	損事故件数(件)	41, 441	43, 569	45, 552
総	事故件数(件)	46, 124	47, 917	50, 713

## 2 交通事故情勢を踏まえたきめ細かな交通事故防止対策の推進

交通事故の発生傾向等を分析し、道路利用者ごとに下記のとおり、交通安全教育、 広報啓発活動、交通指導取締り等のきめ細かな対策を推進している。

# (1) 運転者対策

運転免許の更新時講習、停止処分者等を対象とした講習、事業者、学校等における 交通安全教育等において、横断歩行者の保護、合図の履行や信号の遵守等の交通ルール の徹底に向けた取組を行っている。

### (2) 自転車対策 (サイクルマナーアップ事業の推進)

各警察署における自転車の交通実態等を勘案して指定したサイクルマナーアップ モデル地区等において、関係機関・団体と連携した自転車の安全利用やヘルメットの 着用に向けた街頭指導等を行っている。

また、長期的に交通安全に関する意識を向上させていくためには、ライフステージ に応じた段階的な交通安全教育を行うことが重要であることから、教育委員会等と 連携し、児童・生徒に自転車の基本的なルールを遵守させるための学習資料等の提供 や、教育現場における参加・体験・実践型の交通安全教育(セーフティサイクル・ ステップアップ・スクール)を行っている。

### (3) 歩行者対策

道路横断中の重大事故を防止するため、各警察署が設定したモデル横断歩道等において、横断歩道の確実な利用や横断時における意思表示の重要性について呼び掛けている。

また、学童期等から夜光反射材の着用習慣を身に付かせるため、児童・生徒に対し、 夜間・薄暮時におけるLEDライトや夜光反射材の着用に関する啓発活動等を行って いる。

### (4) 高齢者対策

ア 参加・体験・実践型の交通安全教育の開催

運転中や歩行中に潜む危険や加齢による身体機能の低下等を疑似体験できるシミュレーター等の交通安全体験機器を搭載した交通安全体験車「おかやまふれ愛号」を 県内各地に派遣し、参加・体験・実践型の交通安全教育を行っている。

イ 運転適性検査の実施

高齢運転者に対する運転適性検査を実施し、加齢による身体機能の低下や運転適性 を踏まえたきめ細かな交通安全指導を行っている。

ウ 運転免許証自主返納支援制度(「おかやま愛カード」事業)

身体機能の低下により、運転に不安を抱えている高齢者に対し、運転免許証の 自主返納制度の利用を促進するため、カードを提示することによって協賛店等で 各種特典を受けることができる事業を行っている。

エ 「交通安全・愛のお届けカード」を活用した交通安全指導の実施

道路上で交通事故に直結するおそれのある問題行動をとっている高齢者を発見した際には、歩行者が守るべき交通ルールを分かりやすく記載した「交通安全・愛のお届けカード」や夜光反射材をその場で交付して交通安全指導を行っている。

オ 夜光反射材の貼付活動の推進

薄暮・夜間時間帯における高齢歩行者の交通事故被害を防止するため、交通警察 協助員等の交通ボランティアやシルバーセーフティサポーターが高齢者宅を訪問 し、外出時に使用する靴、杖等への夜光反射材の貼付や交通安全指導を行っている。

(5) 広報活動

県警察ホームページ、SNS等を活用したタイムリーな情報発信を行っているほか、 著名人等を起用したポスター、チラシ等を制作して、横断歩行者の保護や自転車安全 利用に向けた広報啓発活動を推進している。

(6) 交通指導取締り等の推進

ア 交通事故抑止に資する交通指導取締り

(ア) 交通事故分析に基づく交通指導取締りの推進

交通事故の分析結果や住民からの要望等を踏まえて作成した「取締り管理簿」 に基づいた取締りを推進している。

また、その効果を検証して検証結果を以後の方針に反映させるPDCAサイクルに基づき、交通事故抑止及び事故発生時の被害軽減に資する交通指導取締りを推進している。

(イ) 通学路等の安全確保に向けた交通指導取締り

取締り場所の確保が困難な通学路や生活道路等においては、可搬式速度違反 自動取締装置による取締りや、パトカーや白バイによるレッド走行・駐留監視を 推進している。

## イ 横断歩行者等妨害に対する指導取締りの強化

横断歩道における歩行者の優先を徹底し、基本的な交通ルールを遵守するという 意識が県民の習慣となるよう、横断歩行者等妨害等違反に対する重点的な指導取締り を行っている。

## 【検挙状況】

区分	令和3年	令和4年	令和5年
横断歩行者等妨害等違反	6, 717	8, 042	6, 111

### ウ 悪質・危険な運転行為への対策

飲酒運転、無免許運転、妨害運転等の重大交通事故に直結する悪質性・危険性が 高い違反に対する取締りを強化している。

特に、飲酒運転や無免許運転に対しては、車両等提供罪、要求・依頼同乗罪等の 周辺者に対する捜査を徹底している。

また、「岡山県 あおり110番 鬼退治ボックス」に提供された情報により、妨害 運転をはじめとする悪質・危険な交通違反の取締りを推進している。

### 【飲酒運転関係検挙状況】

ASCIDE PROPERTY OF THE PROPERT								
		区分	分			令和3年	令和4年	令和5年
酒	酔	٧٧	1	運	転	5	3	0
酒	気	帯	び	運	転	282	250	210
周	辺	者		三	罪	11	12	7

注: 周辺者三罪とは、車両同乗罪、車両等提供罪及び酒類提供等罪をいう。

# 【無免許運転関係検挙状況】

		区分			令和3年	令和4年	令和5年
無	免	許	運	転	296	256	305
周	辺	者	$\stackrel{-}{\longrightarrow}$	罪	24	23	14

注: 周辺者二罪とは、自動車等同乗罪及び自動車等提供罪をいう。

## 【妨害運転検挙状況】

	区	<del>分</del>		令和3年	令和4年	令和5年
妨	 害	運	転	1	2	2

# 工 暴走族等対策

地域の静穏を著しく害し、地域住民にとって迷惑性の高い爆音・暴走運転に対しては、通常の取締りのほか、暴走行為が予想される二十歳の集い等の各種イベント時における対策を実施し、違法行為者を検挙している。

# 才 交通事故事件捜查

#### (ア) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査

交通指導課及び関係所属間で緊密に連携して、速やかに防犯カメラやドライブ レコーダー等の映像を客観的証拠として収集するなど、的確な初動捜査を実施し、死亡 ひき逃げ事件、危険運転致死傷事件等の社会的反響の大きな事件を検挙している。 令和5年中は、岡山市北区で発生した赤色信号無視による重体ひき逃げ事件や、 走行中の車両から花火を発射させるなどの危険行為を道路交通法違反で検挙した。

# (イ) ドローンカメラの導入

令和5年度重点事業「安全安心の実現!!ドローンを活用した交通事故捜査の 高度化事業」として、ドローンカメラを2台導入し、空撮した現場写真から交通 事故事件捜査に必要な現場図面の作成に活用している。

## (7) 安全・安心で人にやさしい交通環境の整備

## ア 交通安全施設整備の推進

令和5年度中は、信号機を新たに5基設置する一方で、交通実態の変化等を踏ま え、9基を撤去するなど、適切な交通安全施設の整備を推進している。

また、車両感知器4,647基及び交通情報板36基を活用した交通情報の収集・提供を行っている。

## イ 持続可能な交通規制の推進

将来にわたって必要な交通安全施設を整備し、適切な維持管理・更新等を継続していくため、交通実態に即した交通規制の見直しを行っている。

# ウ 子供の安全確保対策

小・中学校等の通学路に加え、公共施設、病院等の子供が利用する施設を含む 区域における交通安全施設の整備を進めている。

令和3年6月28日、千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが 衝突し、5人が死傷する痛ましい交通事故が発生したことを受け、教育委員会、 学校及び道路管理者等との連携による合同点検を実施し、警察による対策が必要な 398か所について、順次、信号機の新設、秒数調整、横断歩道の新設や補修、最高 速度や一時停止等の交通規制等、子供を交通事故から守るための道路交通環境を 整備している。

### エ 生活道路対策の推進

最高速度30キロメートルの区域規制や通行禁止規制等による「ゾーン30」に加え、 道路管理者と連携し、スムーズ横断歩道やハンプ、狭さく等の物理的デバイスを 適切に組み合わせて交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」の整備計画策定や 具体的な対策等について検討を進めている。

#### オ 災害発生時を想定した交通対策の実施

南海トラフ地震の発生を想定し、手信号による交通整理や発動発電機を使用した信号復旧の訓練を行い、警察官の交通規制能力の向上を図っている。

また、災害発生時における住民の避難路及び緊急交通路を確保するため、自動起動式信号機電源付加装置、道路交通情報の収集・提供を行う交通流監視カメラ、 交通情報板等を整備している。

### 3 的確な運転免許施策の推進

- (1) 県民の利便性向上等に向けた運転免許業務の運用変更と的確な運転者施策の推進 県民の利便性向上と業務の合理化を目的として、以下の運転免許業務の運用変更等 を行っている。
  - ア 受付窓口業務の合理化と申請者の負担軽減

免許窓口に導入している自動受付機により、更新登録を自動化したほか、全ての 免許窓口に写真撮影機を導入し、更新申請等の写真添付を省略可能としたことによ り、申請者の負担の軽減を図っている。

イ キャッシュレス決済の導入

岡山県収入証紙制度の廃止に伴い、県内全ての免許窓口にPOSレジを設置し、 現金のほか、クレジットカードやバーコード等のキャッシュレス決済でも手数料を 支払うことができるようにしている。

- ウ 高齢運転者の運転免許更新手続に要する講習等の待ち期間の短縮 高齢運転者が運転免許更新手続で必要となる高齢者講習等を円滑に受けることが できるよう、会場となる指定自動車教習所と連携して効率的に予約を調整し、待ち 期間の短縮を図っている。
- エ 外国免許切替手続の円滑化

来日外国人が自国の免許を日本の免許に切り替える手続に要する期間を短縮する ため、審査体制を拡充して予約枠を増設したほか、確認特例(知識・技能確認免除) 国の免許所持者に対する運転免許証の即日交付を実施している。

(2) 安全運転相談等の充実・強化

運転免許の取得や返納、認知症等の一定の病気等に関する相談窓口として、運転免許センターに安全運転相談窓口を設置するとともに、全国統一の安全運転相談ダイヤル「#8080 (シャープハレバレ)」により、高齢運転者やその家族等からの相談に対応している。

## (3) 悪質・危険運転者等に係る的確な行政処分の推進

令和5年中の事故・法令違反等による運転免許の取消し・停止処分等は3,582件と、前年より3件(0.1%)減少した。

また、認知症等の一定の病気等を理由とした取消しや停止処分は340件と、前年より43件(14.5%)増加した。

# 【行政処分執行状況】

	区分	令和3年	令和4年	令和5年
取	消	633	608	667
	一定の病気	173	174	195
停	上	3, 120	2, 963	2, 892
	一定の病気	145	123	145
拒る	で・保留等	11	14	23
合計		3, 764	3, 585	3, 582
	一定の病気	318	297	340

#### 4 執行隊の活動状況

### (1) 交通機動隊

白バイの機動力を生かして、交通事故の分析結果等を基に、事故多発路線等での 効果的な交通指導取締りを実施している。

特に、信号機のない横断歩道における歩行者優先ルールの徹底に向けた横断歩行者 等妨害等違反の取締り及び通学路の安全確保に向けた通行禁止違反等の取締りを強化 している。

# (2) 高速道路交通警察隊

高速道路の安全を確保するため、交通事故の分析結果等に基づき、事故多発路線・ 区間において、速度超過違反、車間距離不保持違反、座席ベルト装着義務違反、携帯 電話使用等違反等の取締りを強化するとともに、駐留監視、レッド走行等により、 道路上の緊張感を高める活動を推進している。

また、道路管理者等と緊密に連携して、交通事故や逆走事案等に迅速に対応するとともに、災害や重大事故に備えた訓練を実施しているほか、サービスエリア等において、交通事故防止等を目的としたチラシの配布やポスターの掲示等の広報啓発活動を行っている。

### (警備部)

# 1 G 7 倉敷労働雇用大臣会合の開催に伴う警備諸対策の推進

第49回主要国首脳会議(G7広島サミット)の関係閣僚会合の一つである労働雇用大臣会合が、令和5年4月22日、23日の両日、倉敷市内において開催された。

同会合の開催に伴い、関係機関と連携を図り、警備諸対策を推進した結果、特異事案 の発生もなく、警備実施を完遂した。

## 2 災害、テロ等緊急事態対策の推進

### (1) 災害対策の推進

ア 災害に対する警察活動

令和5年中は、1月の大雪により、死者1人及び軽傷者2人、5月の大雨により、 山(崖)崩れ4か所、台風7号により、床下浸水8棟及び非住家被害4棟等の被害 が発生した。

防災関係機関と連携して被害実態の把握、危険箇所の警戒、交通規制等の災害 警備活動を実施し、被害の拡大防止に努めた。

#### イ 災害への対処能力の向上

今後、発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、被災者の迅速な救出救助活動等を行うため、機動隊を中心とした実戦的な訓練を実施して災害対処能力の向上に努めるとともに、災害対策用装備資機材の整備・充実を図っている

また、県が主催する防災訓練等を通じて、関係機関との連携を強化している。

# (2) 総合的なテロ対策の推進

#### ア 情報収集等の推進

警察本部内に「岡山県警察各種テロ等警備対策本部」を設置し、テロの未然防止 に資する関連情報の収集・分析を推進している。

#### イ テロ対策のための横断的枠組み

個別のテロ対策等を目的として活動する団体等が横断的に参加する枠組みとして 設置した「テロ対策連携ネットワーク岡山」において、参加団体に対する情報発信 を行い、テロに対する危機意識の共有等を図っている。

# ウ 爆発物使用テロ防止対策の推進

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者や同物質を管理する学校、玩具煙火(花火)販売事業者、産業爆薬取扱事業者等に対し、化学物質や火薬の保管・管理の徹底や盗難発生時の速やかな通報等を要請するとともに、特に販売事業者に対しては、不審な購入者が来店した際の対応要領等を指導している。

#### エ テロリストが利用するおそれのある事業者対策の推進

テロリストが利用するおそれのある旅館業者、住宅宿泊(民泊)事業者、インターネットカフェ事業者、レンタカー事業者等に対し、テロ等に関する注意喚起を行うとともに、利用状況に不審点が認められた場合における警察への確実かつ速やかな通報等を要請している。

## オ 重要施設等に対する警戒の強化等

テロの標的となりやすい鉄道等の公共交通機関、空港関係施設、大型商業施設等に対する警戒警備を強化するとともに、施設管理者に対しては、自主警備の強化等を要請している。

また、爆発物使用事案やNBCテロ事案等の発生に際し、的確に対処するための 実戦的な訓練を実施している。

## カ 水際対策の強化

国際テロリスト等の国内への侵入を防止するため、港湾管理者、出入国在留管理庁、 税関、海上保安庁等の関係機関と連携し、テロリストの侵入を想定した合同訓練を 実施するなど、水際対策を強化している。

### キ 自衛隊との連携強化

重大テロ等の発生時における自衛隊との円滑かつ緊密な連携を図るため、実戦的な共同実動訓練を実施し、相互の任務分担、対処要領等を確認している。

#### ク サイバー攻撃対策の推進

サイバーテロやサイバーインテリジェンス等のサイバー攻撃事案に的確に対処するため、岡山県サイバーテロ対策協議会等を通じて、先端技術を保有する企業、重要インフラ事業者等との情報共有を図っているほか、サイバー攻撃を想定した共同対処訓練等により、被害の未然防止及び発生時における対処能力の向上に努めている。

### 3 警衛警備等の実施

令和5年中、10月の「第35回岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会」開催に伴う彬子女王殿下のお成り警衛警備等を実施した。

#### 4 悪質な右翼団体に対する取締り

令和5年中、電磁的公正証書原本不実記録・同供用等で右翼構成員8人を検挙した。 引き続き、各種法令を適用し、悪質な活動を行う右翼団体に対する取締りを徹底する こととしている。

## 5 不法入国・不法滞在関連事犯の取締り

令和5年中、出入国管理及び難民認定法違反で来日外国人11人を検挙した。

引き続き、不法入国・不法滞在関連事犯の取締りを強化するとともに、自治体等の 関係機関や岡山県国際化対策連絡協議会連合会と連携し、不法滞在や不法就労の防止に 向けた広報啓発活動を推進することとしている。

#### 6 経済安全保障に関する取組の推進

(1) 企業等の保有する技術情報等の流出事案等に関する実態解明及び取締り

県警察においては、従来、企業等の保有する技術情報等の流出事案に係る情報収集・分析、違法行為の取締りや未然防止のための諸対策を実施してきたところであるが、令和4年5月に成立した「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りに加え、技術情報等に関する産業スパイ事案やサイバー事案の実態解明・取締りについても強化している。

### (2) 技術情報流出の未然防止対策

企業等の保有する技術情報等の流出を未然に防止するため、令和5年度重点事業「守れ!岡山の企業!!経済安全保障対策の強化推進事業」として、先端技術を保有する企業等に対するセミナーや、体験型の情報セキュリティインシデント対応訓練を実施した。

また、捜査の過程において解明した外国からの働き掛けによる技術情報等の流出実態やその対策等について、企業等に情報提供を行うアウトリーチ活動を推進している。

# (3) 産学官連携の枠組み

県内の商工団体、アカデミア及び官公庁が緊密に連携し、経済安全保障対策を講じることにより、技術情報等の流出の未然防止につなげる目的で設置した「経済安全保障・おかやまネットワーク」を活用し、情報共有や諸対策等の活動を推進している。

## (岡山市警察部)

# 1 岡山市警察部の設置

平成21年4月、岡山市の政令指定都市への移行に伴い、警察法の規定により、指定市の区域内における警察本部の事務を行うため、県警察に岡山市警察部を設置した。

# 2 岡山市警察部の活動

(1) 岡山市・岡山市警察部連絡調整会議の設置

平成21年7月、岡山市と県警察との相互連携と事務事業の連絡調整等を行うことを 目的として、岡山市・岡山市警察部連絡調整会議を設置した。

### (2) 主な活動

ア 岡山市・岡山市警察部連絡調整会議の開催

岡山市と県警察の双方で取り組むべき案件等について連絡調整を行う会議であり、適宜開催している。

イ 「安全で安心なまちづくり」新岡山市行動プランに基づく取組

「安全で安心なまちづくり」新岡山市行動プラン(期間:令和7年末まで)に 基づき、岡山市と連携しながら、特殊詐欺被害防止、自転車盗難防止対策、高齢者 の交通事故防止、自転車事故防止等の対策を着実に推進していくこととしている。

ウ 岡山市長等に対する治安概況の説明

令和5年8月及び令和6年2月、市長及び副市長に対して、市内における犯罪や 交通事故の発生状況について説明したほか、岡山市と県警察との連携による犯罪等 の抑止方策について協議した。

エ 行事・会議への参加

岡山市が主催する交通安全対策協議会総会、交通安全市民運動出発式等に参加した。

